

医師等による「意見聴取」、 「面接指導」を実施しましょう！



労働安全衛生法により健康診断の結果、有所見者への
『医師等からの意見聴取』が義務付けられています！！

◎事業者は、`定期健康診断、`特殊健康診断、等の結果『**異常の所見があると診断された労働者**』^(※)については、**健診後3カ月以内に医師又は歯科医師の意見を聴かなければなりません。**(労働安全衛生法第66条の4)

(※)「異常の所見があると診断された労働者」とは、健康診断の結果、「異常なし」とされた労働者以外の者をいいます。(例：要経過観察、要再検査、要治療 等)

◎聴取した医師等の意見は、**健康診断個人票**〔例参照〕に記載しなければなりません。

(労働安全衛生規則第51条の2第1項第2号)

◎事業者は、医師等の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、労働者の実情を考慮して、労働時間の短縮等の『**就業制限**』や、『**要休業**』等の措置を講じなければなりません。(労働安全衛生法第66条の5)

労働者数50人未満の事業場は、**無料**で労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供その他の必要な援助を受けることが出来る「地域産業保健センター(通称：地さんぽ)」を活用しましょう。裏面の「利用申込書」に必要事項を記入のうえ、メールあるいはFAXによりお申込みください。

※ 地さんぽは医療機関やカウンセリング機関と異なり、診療やカウンセリング等を行うことはできません。

無料だゾウ



健康診断個人票 (例)

健診年月日	〇年〇月〇日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した 医師の氏名	〇〇 〇〇
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた 医師の氏名	□□ □□

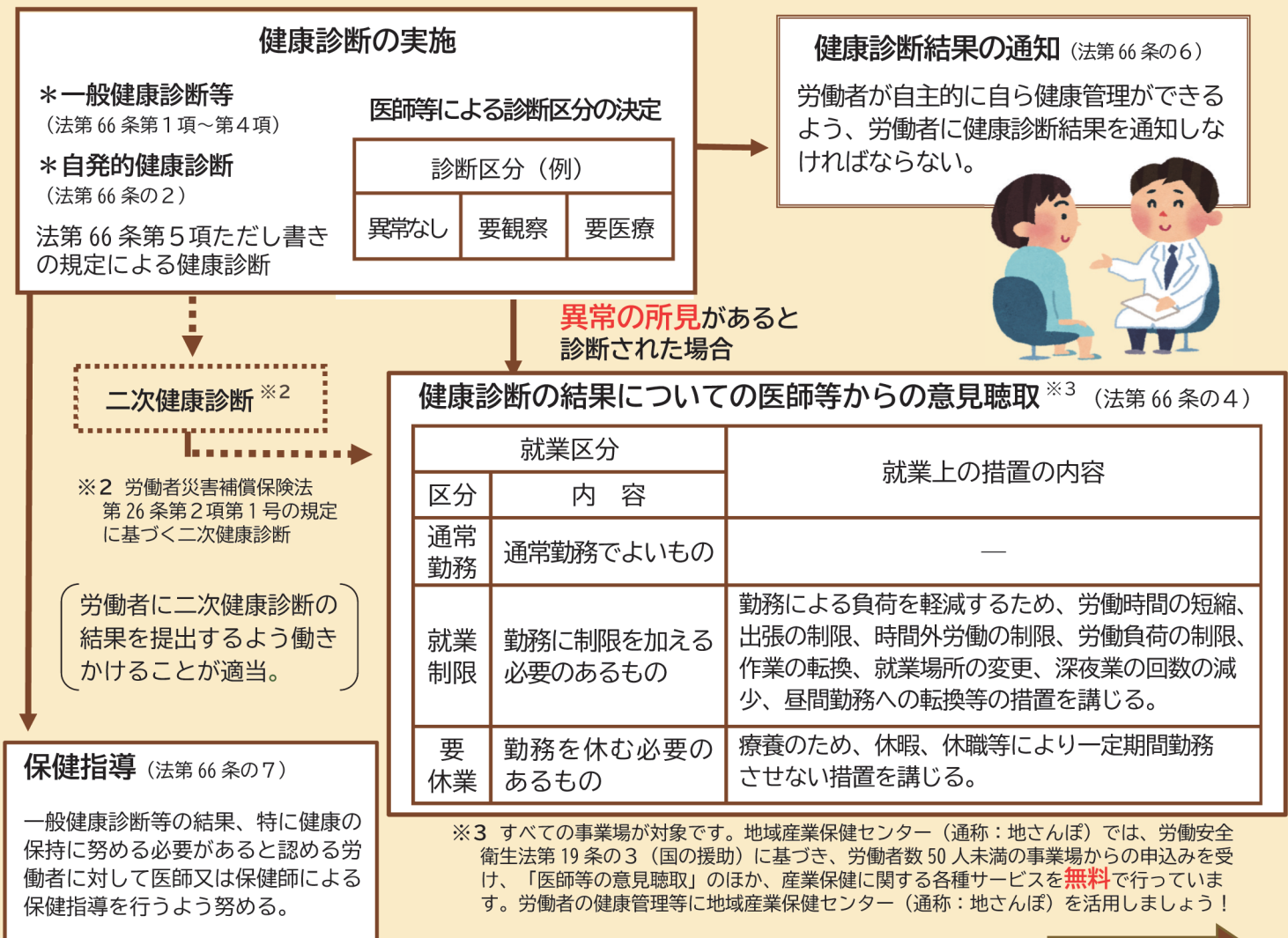
● 健康診断の種類

(法：労働安全衛生法)

一般健康診断（定期健康診断、特定業務従事者の健康診断※ ¹ 等）	法第 66 条第 1 項
特殊健康診断（有機溶剤健康診断等）	法第 66 条第 2 項
歯科医師による健康診断	法第 66 条第 3 項
自発的健康診断	法第 66 条の 2
その他の健康診断	法第 66 条第 4 項、第 5 項ただし書き

※¹ 労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 3 号に掲げる業務に従事する労働者に対する健康診断

● 健康診断の実施と「医師の意見聴取」等の手順



「地域産業保健センター（地産保）」事業内容のご案内

<http://kokoro.mhlw.go.jp/health-center/>

「心の耳」サイト内において、事業概要が示されています。ご確認ください。

地さんぽ連絡先

健康診断実施後の措置 (法第 66 条の 5)

- 医師等からの意見を勧告し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずる。
- 作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備。
- 医師等の意見の衛生委員会等への報告 等



● 長時間労働、メンタルヘルス等に関する 医師の面接指導等（法：労働安全衛生法）

長時間労働

● 長時間労働における面接指導の実施（法第 66 条の 8、第 66 条の 8 の 2）

- ※ 時間外労働が月 80 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者等の申出があったとき。
- ※ 特定の業務従事者※4 で月 100 時間を超える労働者。

面接指導の結果

※4 新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務従事者をいう。
高度プロフェッショナル制度対象者も同様の取扱いとなる。

* 必要な措置（法第 66 条の 8 第 5 項ほか）

医師（産業医等）の意見を勧告し、「労働時間短縮」「深夜業回数の減少」「作業転換」等の適切な措置を実施。

◎ 労働時間の把握（法第 66 条の 8 の 3）

面接指導を実施するため、タイムカード等の客観的な方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければならない。

メンタルヘルス

● 心理的負担の程度の把握（法第 66 条の 10 第 1 項～第 2 項）

- ※ 常時使用される労働者について、年 1 回、定期に医師等によるストレスチェックを実施。
- ※ 医師等は労働者から同意を得ないで、検査結果を事業者には提供してはならない。

高ストレス者から 面接指導申出

ストレスチェックは、労働者自身のストレスへの気づきを促し、職場環境改善につなげることを目的としており、高ストレス者を見つけることが目的ではありません。

* 医師からの意見聴取（法第 66 条の 10 第 5 項）

意見聴取は、面接指導を行った後、遅滞なく実施。

* 必要な措置（法第 66 条の 10 第 6 項）

医師（産業医等）の意見を勧告し、「就業場所の変更」「作業転換」「労働時間の短縮」等の措置を講ずるか否かについて検討し、適切な措置を実施。

* 集団分析（則第 52 条の 14）

職場環境におけるストレスの有無及びその原因を把握し、必要に応じて、職場環境の改善を行うことの重要性に留意し、できるだけ実施することが望ましい。

無料



医師、保健師等による個別訪問を受けてみませんか？

地域産業保健センターでは、労働者数 50 人未満の事業場における面接指導や意見聴取等のサポートを行っています。併せて訪問指導を行うことで、適切なアドバイスを行うことが期待できます。是非ご利用ください。申込みにつきましては、裏面の「利用申込書」を使用してください。

大分県中部地域産業保健センター （大分労働基準監督署管内）	TEL：070-2153-0811 FAX：097-502-4461 Email：tyu-bu@oitas.johas.go.jp
大分県北地域産業保健センター （中津労働基準監督署管内）	TEL：070-2153-0812 FAX：0979-24-1486 Email：kenhoku@oitas.johas.go.jp
県南地域産業保健センター （佐伯労働基準監督署管内）	TEL：070-2153-0813 FAX：0972-24-1660 Email：kennan@oitas.johas.go.jp
日田玖珠地域産業保健センター （日田労働基準監督署管内）	TEL：070-2153-0814 FAX：0973-24-7080 Email：hitakusu@oitas.johas.go.jp
豊肥地域産業保健センター （豊後大野労働基準監督署管内）	TEL：070-2153-0815 FAX：0974-22-6149 Email：ho-hi@oitas.johas.go.jp

健康相談・面接指導 利用申込書

申 込 者		1 事業者	2 個人事業者	3 個人事業者等への注文者	4 労働者
事業場	事業場名				
	所在地	〒			
	労働者数	(男: 人) (女: 人) (計: 人)			
	事業内容				
	代表者	職名: 氏名:			
	担当者 ※1	職名: 氏名: 電話: FAX:			
	企業の情報 ※2	企業名() 本社の有無(有・無) 労働者数(人) 産業医数(人) うち 総括産業医(有・無)※3			
相談内容 (希望するものに○)		1 健康相談(脳・心臓疾患リスク者保健指導) (対象者 名) 2 健康相談(メンタルヘルス不調者相談・指導) (対象者 名) 3 健康相談(ストレスチェック相談・指導) (対象者 名) 4 健康相談(その他) (対象者 名) 5 健康診断の結果についての医師の意見聴取 (対象者 名) 6 長時間労働者に対する面接指導 (対象者 名) 7 高ストレス者に対する面接指導 (対象者 名) 8 その他() (対象者 名)			
事業場訪問※4		1 希望する 2 希望しない			
地さんぽの利用		1 新規(直近2年間利用無) 2 それ以外			
その他連絡事項等					

- ※1 労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名を記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。
- ※2 申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。
 なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。(平成31年度から適用)
- ※3 「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。
- ※4 希望する場合、保健師等が事業場を訪問し、労働者の健康相談、その他産業保健に関する相談等を行います。
- ※ 本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。
- ※ 副業・兼業に関する相談は 様式地 1-2 を使用してください。
- ※ 下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。
- | | |
|---|---|
| | チェック欄
はい いいえ |
| 1 全項目に漏れなく記入しています。 | ☐ ☐ |
| 2 事業場は50人未満です。 | ☐ ☐ |
| 3 当社に 総括産業医は居ません。 | ☐ ☐ |
| 4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。 | ☐ ☐ |
| 5 本事業の実施に必要な個人情報等の提供について同意します。 | ☐ ☐ |
| 6 「健康相談結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「健康相談結果の取得について事業場から労働者に、当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法、及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」 | ☐ ☐ |
| 7 (個人事業者、注文者のみ確認) 労災保険に加入している又は特別加入をしている。 | ☐ ☐ |
| 8 上記に相違ありません。 | ☐ ☐ |